

# 会 議 録

会 議 の 名 称	玉村町自治基本条例（仮称）草案策定研究会 第8回会議
開 催 日 時	平成17年 8月26日（金） 午後 1時30分から 午後 3時10分まで
開 催 場 所	玉村町役場 3階 西会議室
出 席 者	町民代表委員 4名 町議会議員代表委員 4名 町職員代表 4名 事務局 3名  以上15名
会 議 の 議 題	協議事項 1) 玉村町自治基本条例草案の解説について 2) 草案の策定経過について 3) 第7回会議録について
会 議 経 過	別添のとおり
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会 議 資 料	

# 会 議 経 過

## 1. 開会：事務局

時間になりましたので、第8回の会議を始めさせていただきます。では、始めに会長よりご挨拶いただきたいと思います。

## 2. あいさつ：会長

皆様、こんにちは。前回の時、これが最後の会議と申し上げましたが、今回、草案解説を作成するというので、もう一度、皆様にお集まり頂きました。内容がたくさんになるかと思いますが、皆さん、ご協力をお願い致します。

### ・事務局

ありがとうございます。今日の策定研究会会議は、第8回を向かえるわけですが、本日が最後ということで、町長がみえております。町長からご挨拶をお願い致します。

### ・町長

皆様、こんにちは。今日の草案策定研究会会議は総仕上げと聞いております。4月から8回目ということで、非常に過密な中で、たいへん貴重なご意見をいただきまして、私も会議録等いろいろな資料を見させていただきました。町の自治基本条例ということで非常に熱心に討議を頂きありがとうございました。たいへんすばらしい草案が出来上がると思います。これを今後、審議会等に託して、最終的に仕上げるわけですが、これが基礎であります。4月から8月の5ヶ月間で、このようなものを作って頂き、私としても本当に有り難いと思っております。今後とも、皆様方のお力をお借りしながら、今度はこの条例を通して、町そのものが、この条例に相沿うような町にしたいと思いますので、皆様のお力添えをいただきまして、よろしく願いしたいと思います。最後に当たりましての御礼の言葉と致しまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

### ・事務局

ありがとうございました。なお、町長は、このあと所用がございますので、退席させていただきますが、よろしく願い致します。

(町長、退席)

## 3. 協議事項

### ・司会

では、早速、協議事項に入りたいと思います。協議事項に入る前に、事務方から説明

がありますので、よろしくお願い致します。

・事務局

ご説明させていただきます。

この自治基本条例の住民の定義につきまして、以前、〇〇委員さんから、地方自治法の規定における住民の定義と違うので、地方自治法に抵触するのではないかというご質問を頂いておりました。これについて調べた結果ですが、法律等で定義された用語は、その定義を行った法律等でのみ、その定義に従って用いられ、他の法律等で当然に同じ定義で用いられるものではないと思われまます。条例においても、条例で定義されたとおりの意味で「住民」という用語が用いられることとなりますので、この自治基本条例で規定された住民の定義と、地方自治法で規定された住民の定義が異なっても特に問題ないと思われまます。

次に、解説の修正をお願い致します。皆様にお配りした解説の11ページ注釈でございます。評価制度についての説明ですが、「評価制度には、行政評価、政策評価、事務事業評価などがあり、」という箇所について、行政評価を削除し政策評価を加え、「評価制度には、政策評価、施策評価、事務事業評価などがあり、」と修正をお願い致します。以上ですが、何かご質問がありますでしょうか。

・司会 〇〇さん、今の住民の定義についての説明についていかがですか？

・委員

別に定義することでよいのであれば、それで結構です。一つ心配なのは地方自治法第11条から13条まで、いろいろな請求権がございます。こういう請求権の行使で、住民という定義が、この自治基本条例は、少なくとも町の条例ですから、これが絡んできて何か問題があるということになると、心配になります。他の市町村の自治基本条例についてインターネットで調べましたら、この点はどこの自治体でもかなり議論されています。住民とは何か、市民、町民とは何か。ここの議論をして、こういうふうな大きくくりにしたものを市民、町民と言っている例が多いと感じまます。住民というのはあくまで上位法である地方自治法の精神をいかすという方向が多いようですので、そこが心配な点でございます。

・事務局

ご心配されている点は分かりますが、地方自治法における住民の定義と、この自治基本条例の住民の定義が違っていても、問題はないと考えられますが。地方自治法11条は住民の選挙権になっておりますが、条例できちんと定義されていれば、地方自治法に抵触することはないと考えまます。

・委員

いろいろな請求権が出てきたときに、町の最高規範としての自治基本条例を盾にし

て、訴訟を起こされた時に、町として非常に苦しくなるのではないかとこの心配が私にはあるのです。地方自治法第11～13条の請求権を盾に何か問題があったときに使われたときに、逃げ場がないのではないかと。これが条例ではなくて、町の憲章とか、そういうものであればいいのですが、条例というのは、あくまでも地方自治法にのっとった市町村の条例ですから。その点が、心配なのですが。

・ **事務局** ○○委員に、意見ををお願いしたいのですが。

・ **委員**

法律で定めるものは国の法律で。自治体は自治権をもっているわけですが、法律というのは条例ですけれども。こちらで、住民とはという解釈を定義しているのであれば、定義している範囲内で定義に留まると思うのですが。どうしても気になるということであれば、町民にするのでも、どちらでもいいと思います。住民でもいいし、気になるのであれば町民でもいいと思うのですが。

・ **委員**

他の市町村の自治基本条例や、住民投票条例の設立の経緯を見てもみると、みなこれを議論しています。住民とは何か、町民とは何か、市民とは何か。やはり、地方自治法が絡んでくる。

・ **事務局**

地方自治法の内容を朗読致します。地方自治法第10条に住民の意義がのっています。「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」と住民の定義がされています。○○委員さんの心配されています住民の選挙権が次の第11条に、第12条は条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、第13条は議会の解散請求権、解職請求権です。以上の請求について、住民の定義と混同されて行われたらというご心配だと思うのですが。資料として、今の条文をコピーしてお配りします。

・ **委員**

この次に審議会があるのですから、草案策定研究会の中で議論があったことだけを承知しておいていただければと思うのですが。

・ **事務局**

解説文の中に、「地方自治法で定義する住民と混同されやすいので、町民に直した方がいいという意見がありました」という意見を上げるのはいかがでしょうか。

・ **委員**

一つは、協働という言い方をして、例えば、ある問題について、そこに住んでいる人、

ごく簡単な住民ということだけではなくて、そこに在勤、在学それから色々な法人についても、良いまちを作るためにお互いに協力し合って意見を出し合っていこうじゃないか、この辺が精神ではないかと思うのです。それはやはりいかしていきたい。ただ、〇〇さんのおっしゃる様に、そういうことがあっては困るのだけれど。苦情を言われたとき、どう対処するのか。ですから、議論があった、あるいは少し整理をしておいた方がいいのでしょうか。

・事務局

我々が考えるとすると、地方自治法に基づく解散請求は、地方自治法に基づくに住民が行えるという定義だと思うのです。ただ、混同しやすいのは、混同しやすいと思います。

・委員

町民にしてしまえば、住民を含んで法人から団体まで全部含めると。ニセコ町も町民といっています。結局、町民あるいは市民といった方が、在勤・在学者や団体を入れるのには問題がないと思います。

・委員

どちらでもいいということで、住民の方がいいという意見がなくて、町民の方がいいという意見があるのであれば、町民に変えるのもよろしいのではないのでしょうか。

・委員 川崎市でも議論しています。市民と住民をはっきり分けて議論しています。

・事務局

大切な話なので、この会議に遅れて出席される方もいますので、全員が揃ったところで協議したらいかがでしょうか。

・司会

今の件につきましては、全員が揃ったところで、行いたいと思います。それでは、協議事項に入ります。皆様に送らせて頂きました自治基本条例解説を見て頂きたいと思いますが、条文の解説を始める前に、事務局から草案の条文について、説明があります。

・事務局

お配りしてあります条文ですが、前回会議で、まとめた草案を条例の様式にあうように、専門機関に精査してもらうお話をさせていただきました。その結果をもとに、今日お配りした草案のアンダーラインがついている部分を修正致しました。修正箇所は、もっとたくさんありましたが、住民に分かりやすい表現をするために、言葉を優しくしている部分や言い回しの部分、内容については変更せずに、様式にのっとった部分だけを注意して訂正したわけでございます。ご覧になっていただいて、ご確認いただきたいと

思います。

・司会

今、説明があったとおり専門機関に見て頂いた結果、句読点や漢字について修正したそうですが、修正した部分については下線が引いてありますので、ご確認を頂きたいと思います。

・委員 その前に、前文の修正はしていただいているのでしょうか。

・事務局

前回の会議でご意見のありました部分の修正漏れがありました。前文の「特に財政状況は厳しい状況におかれています」という部分を「財政を取り巻く情勢は極めて厳しい状況におかれています」と変更させていただきます。たいへん申し訳ありませんでした。

・司会

それでは、前文の直しについては、こちらでよろしいでしょうか。(承認される)

・事務局

解説文の協議に入る前に、お送りしてあります解説案の別案について説明させていただきます。条例名については、町の最高規範であるということから、端的な表記に修正致しました。前文の中に、自治基本条例をどうして作らなければならないのかという説明がありますので、もう少し踏み込んだ形で表現致しました。

・司会

これを読んでいただいて、皆様いかがでしょうか。ご意見ございますか。前文の中に盛り込んである意図的なものは削除して、分かりやすくまとめたということですが、変えた方の解説文でよろしいでしょうか。

(承認される)

・委員 参考までに、「町が自己決定と自己責任の」次は何と読ませますか。

・事務局 「基に」は、「もとに」でお願いします。平仮名にしますか。

・委員 いいえ、読めれば結構です。

・事務局

次に、8ページの19条個人情報保護の解説文についても、修正いたしました。個人のプライバシーを守るという観点を全面にもっていく表記にいたしました。

・司会

この点についても、皆さんいかがでしょうか。(承認される)

では、解説について、2ページ第1章総則から始めたいと思います。第1条目的について、何かご意見がございますか。(承認される)

次に、第2条用語の定義についてですが、第1号「住民」について、〇〇さんが先ほど指摘いただいた部分ですね。

・委員

はい。もし、ここが住民でなく町民になるのであれば、定義のし直しをしていただきたいと思いますが。

・司会

この草案にでてくる「住民」について、全て「町民」という形に変えた方がいいというご意見ですね。

・委員 私は、危険性がないという意味で基本的にはそう思っています。

・司会

その件については、皆さんがお揃いになってから、もう一度協議したいと思います。それでは、第2号から5号の用語の定義についてはいかがでしょうか。(承認される)

(第3条まちづくりの基本理念、第4条まちづくりの基本目標、第5条情報共有の原則、以上の考え方について承認される。)

次に、第6条協働の原則の考え方ですか、よろしいでしょうか。

・委員

「玉村町を構成する」という修飾が、他には入っていないで、ここにだけ入っているのですが。前後関係でいくと「玉村町を構成する」は、他の文章をみても、いらない感じがするのですが。

・司会

第6条について、今のご意見でいかがでしょうか。(承認される)

(第7条まちづくりは人づくりの原則、第8条人権尊重及び男女共同参画の原則、第9条住民の権利、第10条住民の役割と責務、第11条議会の役割と責務、以上の考え方について承認される。)

次に、第12条議員の責務について、いかがでしょうか。〇〇さん、いかがでしょうか。

・委員 異議はありません。

・司会

皆様、いかがでしょうか。(承認される)

(第6章町長及び執行機関の役割と責務について、第13条町長の役割と責務、第14条執行機関の役割と責務、以上の考え方について承認される。)

次に、第15条職員の責務についての考え方ですが、いかがでしょうか。

・委員

考え方に入る前に、第15条本文について、一つよろしいでしょうか。前回、修正の案が二つありまして、「全体の奉仕者である」という地方公務員法の書き方と、「住民に対する奉仕者」という二つの案がありましたが、どちらがよろしいのでしょうか。結果的には「住民の一員である」という考え方と、「全体の奉仕者」であるという二つの要素が入っていればいいのですが。

・委員 「全体の奉仕者」でいいのではないのでしょうか。

・司会

皆さん、「全体の奉仕者」でよろしいでしょうか(承認される)。考え方についても、よろしいでしょうか(承認される)。

(第16条組織機構、第17条説明責任、以上の考え方について承認される。)

では、第7章情報に入りたいと思います。第18条情報共有の推進の考え方ですが、いかがでしょうか。

・委員

内容的なことではありませんが、先ほど※印参考というのは、本文に用語があり※印がついていましたが、こちらは本文に用語がないので、※印なしの「参考」がよろしいのではないのでしょうか。

・司会

では、「参考」の前の※印はとり、「参考」というのだけで、よろしいでしょうか。(承認される)

では、第19条個人情報の保護についての考え方ですが、差し替えの考え方でもよろしいでしょうか。(承認される)

では、第8章まちづくりの計画策定に入りたいと思います。第20条総合計画等の策定について、考え方に入る前に、条文に修正があるようです。それについて、事務方から説明していただけますか。

・事務局

修正についてご説明いたします。前回までは、「基本構想と基本計画を総合計画」ということでしたが、「基本構想、基本計画に実施計画を含めて総合計画」と定義しなおしました。また、第3項を追加いたしました。第20条の見出しは総合計画等となって



おります。総合計画だけでなく、その他の計画も入れているわけです。総合計画が他の計画に影響を及ぼす内容が入っていないといけないのではないかとということで、「行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定します」を補足する形で追加致しました。

・司会 この件について、委員の皆さんご意見ございますか。

・委員

理解しにくくなっているのですが、第3項は「町は、行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定します」となっていますが、第1項に、基本構想、基本計画、実施計画が、第2項に実施計画云々と書いてありますので、第3項はいらぬような気が致しますが。基本構想、基本計画、実施計画の他に、更に行政分野ごとの計画を作るといふことなのでしょうか。

・事務局

内容的に申しますと、総合計画の中に基本計画、実施計画がありますが、それに基づいて諸々の計画、例えば環境基本計画や緑の基本計画などが、総合計画に即して策定すると、当たり前の話ですが、そのようなことで第3項を追加いたしました。原則的には、第1項の「まちづくりの基本原則に基づき策定します」という部分を、その下までもっていったという意味合いなのですが。

・委員

わかりました。それから、もう一つよろしいのですが。考え方の二行目で、「まちづくりの基本原則に考慮しながら」とありますが、「まちづくりの基本原則にのっとりて策定する」とするくらいが良いのではないのでしょうか。しっかりと基本原則を踏まえてやってもらって、「考慮」では弱い感じがしますが、どうでしょうか。

・司会 「考慮」の部分を「のっとりて」ということですか。

・委員 もう少し強い方が。町の最高位条例ですから。

・司会 今のご意見に対して、皆さんいかがでしょうか。

・委員 はっきり言い切っていた方が、分かりやすいかもしれませんね。

・事務局 「基本原則に基づき」など、いかがでしょうか。

・委員 「基づき」は、いいですね。

・委員 「従い」では、強すぎますか。

・司会 ○○委員いかがでしょうか。

・委員

私は「基づき」くらいがいいのではないかと思います。第3章の基本原則に基づきということで、第3章を見ますと4項目ありまして、これに基づいてということになります。

・司会

皆さん、「基づき」でよろしいでしょうか。(承認される)

(第21条予算、第22条決算、第23条財産管理、第24条財政状況、以上の考え方について承認される。)

では、第10章評価に入りたいと思います。第25条評価の実施についての考え方ですが、いかがでしょうか。

・委員

私の感覚では、注釈の3行目に「事前、事中、事後」とありますが、「事中評価」というのはあまり聞いたことがない言葉ですので、「中間評価」という言い方の方がいいのかなという感じがいたしますが。

・司会 皆さん、いかがでしょうか、この「事中」について。

・事務局 ごもっともなご意見です。

・委員 分かりやすくして下さい。

・司会

では、「事中」を「中間」に訂正ということでよろしいでしょうか。(承認される)

次に、第26条結果の公開の考え方ですが、いかがでしょうか。(承認される)

では、第11章連携に入ります。第27条近隣自治体との連携の考え方ですが、いかがでしょうか。

・委員

一つ、考え方の中で、「近隣自治体間で情報共有を図り」とありますが、近隣自治体と情報共有を図るというのは出来ないのではないかと思います。情報交換とか、そういうレベルで、情報共有まで近隣自治体が懐を見せるかどうか、少し心配なのですが、

いかがでしょうか。「情報交換を密にし」とか、そういうレベルにしか踏み込めないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

・事務局

お互いの状況を分かり合いながらやろう、ということが原則だと思うのですが。実際の話とすれば、広域等があれば広域等で話し合いができるのですが、そうすればある程度共有化ができると思うのですが、今の町の現状だと共有というのは無理なのかなと思われませんが。

・委員 ネットワーク接続までいってれば、共有でいけるけれども。

・司会 では、「共有」でなく、「交換」でよろしいでしょうか。

・委員 「交換」の方が現実的です。将来的な問題は、また別としてね。

・司会

では、「情報交換を図り」でよろしいでしょうか。(承認される)

(第28条最高規範性、第29条この条例の検討及び見直し、以上の考え方について承認される。)

では、以上で考え方についての皆さんのご意見をいただきました。所々ご意見をいただき訂正された部分がございますが、よろしくお願い致します。

では、協議事項1の草案解説については、以上でよろしいでしょうか。(承認される)

## 2) 草案の提出について

・司会

では、次の協議事項に入ります。草案の提出についてですが、草案策定研究会の策定経過が皆様にお配りしてあります。これを付けまして、町長・議長へ提出していきたいと思えます。この経過については、事務方に読んで頂きましょうか。

・事務局 (朗読する)

「特に財政状況は厳しい状況に置かれています」という表現をしてしますが、前文の文章をもってきますか。

・複数の委員から これで、いいのではないのでしょうか。(承認される)

・事務局

それから、今までの会議の経過の一覧表にしたものと、委員名簿を添付し、草案と草案解説をあわせて提出する流れでいきたいと思えます。

・司会

そういうことでございますので、よろしくお願い致します。

それから、皆様のお手元に第7回の会議録が届いているかと思いますが、この内容でよろしいでしょうか。これでよろしければ、ホームページに載せたいと思います。もし、訂正するところがありましたら、お申し出ください。よろしくお願い致します。

4. 報告事項

1) 玉村町自治基本条例（仮称）に関する審議会条例について

・司会

玉村町自治基本条例（仮称）に関する審議会条例について、事務局から報告を受けたいと思います。

・事務局

この審議会条例については、9月議会に議案提出致します。以前、皆様にお配りした条例案と若干違う点がございますので、ご説明いたします。第6条審議会の会議についての第4項です。「審議会の会議は、公開するものとする」と書いてあります。以前、お渡ししたのものには、「審議会の会議は公開するものとする。」の次にただし書きがありまして、「出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする」となっておりましたが、原則公開ということなので、「審議会の会議は、公開するものとする」ということでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

・司会

今、事務局から説明をいただきました。第6条4項について、いかがでしょうか。（承認される）

では、全委員が揃いましたので、先ほどの「住民」の定義について、協議したいと思います。

・事務局

ご説明させていただきます。〇〇委員さんから、この条例の「住民」の定義と、地方自治法の「住民」の定義との兼ね合いについて、ご質問がありました。専門機関に照会したところ、法律等で定義された用語は、その法律等の中でのみ、その定義に従って用いられます。従って、この自治基本条例で定義された「住民」は、この自治基本条例の中でのみ、その定義によって用いられますので、地方自治法には抵触しないという回答をもらっています。いろいろな混乱を招くという意味で、この自治基本条例の「住民」の定義が、地方自治法の「住民」の定義と異なる以上は、「住民」という言葉はやめて、分かりやすく「町民」にしてみてもというご意見がでています。「町民」とは、住む人、生活する人、勤める人、学ぶ人等々であるという概念にした方が混同しなくていいのではないだろうか、というご意見がございました。「住民」の定義については、たいへん重要な部分でありますので、全委員がお集まり頂きましてから、再度協議を行いましょ

うということになっておりました。皆様、よろしくお願い致します。参考に、先ほどお配り致しました資料、地方自治法第10条から13条については、住民の定義や選挙権、議会の解散請求権などが規定されています。地方自治法の住民と、この自治基本条例の住民の定義が混同されて、地方自治法の請求権を行使されては困るというご意見がありましたので、再度、ご協議を願いたいと思います。

・ 司会

ただ今、事務局から説明があった通りでございます。皆様のご意見を頂きたいと思えます。大事なところでございますので、お一人お一人からご意見をいただきたいと思えます。では、〇〇さんからお願い致します。

・ 委員

「住民」という表記について、その条例で定めてあれば問題ないという説明がありましたが、混乱を招くということであれば、「町民」の方が分かりやすいということであれば、「町民」にしてもいいのではないかという考えです。

・ 委員

地方自治法は、地方自治法にのっとして監査請求等があるわけですから、この自治基本条例にのっとして、そういった請求をされることはないと思えますので、住民でも町民でも、どちらでも良いと思っています。特にこだわってはいません。

・ 委員

私も、どちらでもこだわる必要はないかと思うのですが、地方自治法第10条の中には、その区域内に住所を有する者と書かれているわけですから、それを少し拡大解釈をして、あとの権利や請求権は別ですけれども、同じような感じで、同じ町に住んでいる人だよと。それに、在勤、在学等も含むという、この自治基本条例独自の読み方ですので、私はどちらでも構わないと思うのですが。変更することなく「住民」のままでいいと思えます。

・ 委員

私は、どちらかという「住民」という言い方が好きでして。しかし、細部に渡った解釈によれば、町民でもいいのかなという感じがしますけれども。

・ 委員

私もどちらでもいいのかなと思うのですが、「住民自治」という言葉があるということを見ると、「住民」の方が説得力があると思えます。〇〇さんがおっしゃったような問題がないわけではありませんが、「住民」のままで良いのかなと思えます。

・ 委員 どちらでも結構です。

・委員 先ほどからお話していますが、どちらでも結構です。

・委員

私も「住民」という言葉の方が好きで、当たりが良くて気持ちがいいのですが。ただ、地方自治法に定義されてあることを考えると、やはり町民の方がいいのかなと、その程度の感じです。

・委員

私は「住民」でいけたらいきたいと考えています。なぜかという、ここの意味しているところは、いわゆる普通に使っている町民ではなくて、在勤、在学、町内に事務所を置く法人その他の団体を含めて、まちづくりあるいは町の将来についてお互いに情報を共有して、お互いに力を出し合っていこう、こういうことですから、住民ということを使っていった方が、町民ということよりも幅が広く使えるのかなという感じを持っています、ただ、〇〇さんが心配されることについては、いわゆる地方自治法と町の条例との関係からいくと、これは当然、地方自治法が優先するわけですが、そのために敢えて、この自治基本条例の中で定義をしておりますので、これでいいのではないかなと考えています。

・司会

ありがとうございます。それでは、ここで決をとっていきたいと思います。「町民」と改めた方がいいという方はいますか？

・委員

先ほど、町民と申し上げましたが、皆様のご意見が住民ということであれば、特にこだわりません。

・司会

では、今までどおり「住民」ということで、よろしいでしょうか。(承認される)  
では、この点は、事務方でしっかりと押さえて頂いて、定義しておいていただきたいと思います。〇〇さん、そういうことでよろしいでしょうか。

・委員

結構です。解説にも書いて頂いてあるし、地方自治法を考えずに作ったのではないよという表現になっていけば。ただ、他の自治体では、皆これを議論してスタートしていましたので、心配致しました。

・司会

玉村でも十分議論されたということで。では、以上で予定された議題につきましては、

全て終了致しました。

・委員

一つ、よろしいでしょうか。全体を見渡して、「住民」といったときに、「わたくしたち」が前にあるのとないのが結構あるので、その違いはどうかかなと思うのですが。「わたくしたち」を入れるものと入れないところがあるのですが、そこがどうかかなと思うのですが。

・司会

そうですね。第1条では「わたくしたち住民が」、第3条では「住民は」となっておりますが。

・事務局

これについては、見ている段階で迷いました。今のままの理由としては、「わたくしたち住民」という表現がある場合には、住民側から見た、あるいは住民がこうするという部分については、あえて「わたくしたち」を付けて表現をしていると。一般的にいう住民ということで始まる場合には、「わたくしたち」は付けずに「住民」としている、というような考えによってなのですが。

・委員 理屈をつけると、主体的参加の違いでしょうか。

・委員

わかりますね、そのご意見は。そういう場合に、考え方として入れたらいかがでしょうか。その方が分かりやすいと思います。

・司会

そうですね、その点をしっかりと書いておいた方がいいですね。  
あとは、よろしいですか。

・委員

もう一つ、第9条の考え方の二行目ですが、「住民は前文に掲げるまちづくりの基本理念を実現するための権利を明らかにします」とありますが、「前文に掲げるまちづくりの理念」というのが、第3条のまちづくりの基本理念を踏まえてなのかどうか。

・司会

第4章第9条の考え方についてです。「まちづくりの主体が住民であることを明らかにするとともに、住民は前文に掲げるまちづくりの理念」という部分で、「前文に掲げる」でよろしいでしょうか、というご意見ですが。

・委員 理念は、第3条のまちづくりの基本理念かどうかということですね。

・事務局

考え方としては、前文が前文であって、条例の中に入ってくることでみると、確かに第2章第3条の基本理念がいいのかなとも思うのですが。ここで考えているのは、前文で一番先に理念という言葉がでてきますので、ここを流用した方がいいのではないかと、いうことで書いてあるわけですが。

・委員

〇〇さん、例えば、前文で包括的な理念が出てきますよね。第3条で、それをやや具体化したものが出てきますよね。包括的な方を優先させるということはよくないのでしょいか。3条と9条は互角というか、前文の方が上だと。

・委員

一般的に、前文というのは飾りでしかないと思うのです。ですから、第3条の基本理念という方が一般的だと思います。

・委員

私は、前文というのは精神が込められていると思っているので、包括的な第3条も含めてもっと大きいものがあるから、ここで「前文に掲げる」という状況判断をしました。

・委員

条文第3条に、はっきりと基本理念と書いてあります。よって、前文にも理念と書いてありますので、「前文及び第3条に掲げる」と入れたらどうでしょうか。

・委員 「前文に掲げる」という部分をカットするのはいかがでしょうか。

・委員 前文にこだわらなくてもいいかと思いますが。

・司会

では、〇〇さんのおっしゃったように「前文に掲げる」を削除するということでよろしいでしょうか。(承認される)

・委員

最後に聞きますが、今日配られた「玉村町自治基本条例草案」がありますよね。先ほど説明があったかもしれませんが、これは専門機関が指摘したことになったのですか。アンダーラインの部分、例えば、第1条の「地域、議会及び町とともに、」となっていますが、これは専門機関が条例の文章としては、こちらの方がふさわしいですよと指摘されたものですね。しかし、指摘を全て取り入れているわけではない、ということ



ですね。

・事務局

はい。補足いたしますが、例えば、3ページの第4条第2号の「みんなが、健康で生きがいを持ち、いきいきと暮らせるまちづくり」とありますが、指摘では、「みんなが」という表現は、「皆が」という漢字を書いてきました。表現的に方言を入れて良いかという問題はあるかと思いますが、住民の皆さんに分かりやすくするためには、やさしい言葉の方がよいと判断し、そういった部分については直してありません。アンダーラインの部分については、専門機関の指摘に沿って直してあるところです。

・委員

今日配られた草案が、町長・議長へ提出されるのでしょうか。それとも、あくまで参考ということでしょうか。

・事務局 今日お配りした草案を提出したいと考えておりますが。

・委員 アンダーラインを消して、提出するということですね。

・事務局 はい、そうです。

・事務局

もう一つ、表現について、専門機関から、「わたくし」というのが、漢字「私」に直されてきています。〇〇から話がありましたように、あえて、そのままに直さずにいます。法的に、句読点をつけないとおかしい部分や、そういうものについては、当然、条例になるときは、そこは直していかなければなりません。条例としてふさわしい表現を専門機関の指摘を参考に直しましたが、内容については直していません。

・司会

それでは、その他にご意見ございますか。ないようですので、今日の会議の協議事項は全て終了致しました。また、今日の会議事項だけでなく、草案についての協議が一切今日で終わるわけでございます。皆さんには慎重審議していただきまして、本当にありがとうございました。以上を持ちまして会議を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

・事務局

事務局からお願いがあります。今日説明文等で直した部分を、皆様にお集まり頂き見て頂くわけにはいかなくなりますので、会長・副会長に内容を見て頂いて、ご承認を頂いて、町長・議長へ提出したいと思いますが、ご理解と頂きたいと思いますが。(承認される)

・司会

委員の皆様には、夏の暑いさなか、内容的にもたいへん重要なことを、熱く白熱した中で議論され、またたいへん良いものを作って頂いたことに対しましては、たいへん感謝申し上げます。これでお別れしてしまうのが、寂しい気がいたしますが、本当にありがとうございました。